

主な支給要件

ワクチン・検査パッケージ制度の適用の有無によって、要件が異なります。

認証店

1 ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けない場合

- (1) 営業時間：午前 5 時から午後 8 時まで（※通常時午後 8 時から翌日午前 5 時まで営業していたこと）
- (2) 酒類の提供：終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと。）
- (3) 人数上限：同一グループ、同一テーブルで 4 人以内（ただし、披露宴等については、1 テーブル 4 人以内）

2 ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受ける場合

ワクチン・検査パッケージ制度を登録し、その適用をする場合には、利用者のワクチン（2 回以上）接種歴又は検査結果の陰性に掛かる確認の有無によって、次のとおりとする。

○ワクチン（2 回以上）接種歴、又は検査結果の陰性を
確認した場合

営業時間：午前 5 時から午後 9 時まで
酒類提供：午前 11 時から午後 8 時半まで
人数上限：人数上限なし

○ワクチン（2 回以上）接種歴、又は検査結果の陰性を
確認できない場合

営業時間：午前 5 時から午後 9 時まで
酒類提供：終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと。）
人数上限：同一グループ、同一テーブルで 4 人以内
（ただし、披露宴等については 1 テーブルで 4 人以内）

※ 2 については、通常時午後 9 時から翌日午前 5 時まで営業していた店舗が協力金の対象となります。

※ **1 と 2 で協力金の日額が異なります**。詳しくは支給額の欄をご覧ください。

※ ワクチン・検査パッケージ制度の登録店であっても、適用を受けるか、受けないかを選択することができます。

※ 適用に当たっては、県の登録を受け、登録店ステッカーを掲示する必要があります。ただし、認証店においては、3 月 6 日の要請期間終了までに登録申請することを要件に、2 月 14 日から登録があったものとみなします。登録されるまでの間は、登録店ステッカーに代え、店頭で「ワクチン・検査パッケージ適用店」である旨の掲示をお願いします。

※ **要請期間中に「適用あり」から「適用なし」、「適用なし」から「適用あり」への変更は認められません。1 日でも適用（酒類提供、午後 8 時を超えて営業及び人数上限緩和）した場合、協力金単価は全期間 2.5 万円から 7.5 万円となります。**

非認証店

- (1) 営業時間：午前 5 時から午後 8 時まで（※通常時午後 8 時から翌日午前 5 時まで営業していたこと）
- (2) 酒類の提供：終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと。）
- (3) 人数上限：同一グループ、同一テーブルで 4 人以内（ただし、披露宴等については、1 テーブル 4 人以内）

主な支給要件

共通

(1) 新型インフルエンザ等特別措置法施行令 第5条の5に規定される措置の遵守

- ・ 従業員への検査勧奨
- ・ 入場者が密にならないような整理誘導
- ・ 発熱等有症状者の入場禁止
- ・ 手指の消毒設備の設置
- ・ 事業所の消毒
- ・ 入場者へマスクの着用等の徹底
- ・ マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者への退場を含む。）
- ・ 換気の徹底
- ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席間隔の確保）

(2) 「彩の国新しい生活様式安心宣言」を店頭に掲示すること。

(3) 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示すること。

(4) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可、その他必要な許認可を受けていること。

(5) 令和4年2月14日から令和4年3月6日までの間に営業停止等の行政処分を受けないこと。

(6) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。 等